

17. 国民年金 2-2

(1) 国民年金制度のあらまし

国民年金は昭和61年4月1日から国民全員の「基礎年金」に衣替えされ、従来、別々の制度に加入されていたサラリーマンと自営業者などを一本化して、国民年金制度に組み入れ、加入者が老齢、障がい、死亡といった場合に基礎年金という共通した年金支給制度とした。

① 加入種別

国民年金にはすべての人が加入することになり、加入者の種別は、次の第1号被保険者から第3号被保険者までの3グループに分けられる。この三者には給付面のほか、保険料納付方式で違いがある。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
種別	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者や農林漁業従事の方とその配偶者、学生など（60歳以上及び外国に居住している65歳未満の人で任意加入者を含む）	厚生年金や共済組合に加入している人	厚生年金や共済組合に加入している人に扶養されている妻（夫）で、20歳以上60歳未満の人
納付方法	納付書払い・口座振替	給料から控除	配偶者が加入している制度から拠出される（自ら納める必要はありません）

② 国民年金の適用の推移

平成3年4月1日から、20歳以上60歳未満の日本国内に住所がある人のうち、国民年金の適用除外となっている人は、被用者年金の老齢（退職）年金の受給権者のみとなっているが、国民年金が発足した昭和36年4月1日から国民年金の適用の範囲は、下表のように推移している。

		昭36.4	昭37.12	昭55.4	昭57.1	昭61.4	平3.4
1	(1)被用者年金制度の加入者	適用	適用	除外	除外	強制適用	強制適用
	(2)その配偶者	任意	任意	適用	適用	強制適用	強制適用
2	(1)国会議員	適用除外	適用除外	任意	任意	適用	強制適用
	(2)その配偶者	任意	任意	適用	適用	強制適用	強制適用
3	(1)地方議会議員	強制適用	強制適用	任意	任意	適用	強制適用
	(2)その配偶者	強制適用	強制適用	任意	任意	適用	強制適用
4	(1)被用者年金制度の老齢給付受給権者	任意	任意	適用	適用	強制適用	強制適用
	(2)その配偶者	任意	任意	適用	適用	強制適用	強制適用
5	(1)被用者年金制度の老齢給付受給資格期間満了者	任意	任意	適用	適用	強制適用	強制適用
	(2)その配偶者	任意	任意	適用	適用	強制適用	強制適用
6	(1)被用者年金制度の障害給付受給権者	任意	任意	適用	適用	強制適用	強制適用
	(2)その配偶者	任意	任意	適用	適用	強制適用	強制適用
7	被用者年金制度の遺族給付受給権者	任意	任意	適用	適用	強制適用	強制適用
8	学生	任意	任意	適用	適用	強制適用	強制適用
9	在日外国人	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	強制適用	強制適用
10	国内在住の60歳以上65歳未満の者	適用	適用	除外	除外	任意	任意
11	海外在住の20歳以上65歳未満の邦人	適用	適用	除外	除外	任意	任意

(2) 被保険者数・適用状況

(単位：人)

区分 年度	第1号被保険者・任意加入被保険者数			被第 保 險 者 数 (B) 号	(A) 保 險 者 + 者 總 数 (B) 数	第1号被保険者資格取得者の内訳					
	被第 保 險 者 数 号	被任 保 意 加 入 者 数	(A) 計 (A)			学 生	適 用 も れ 者	20 歳 到 達 者	公 的 年 金 移 行	そ の 他	計
18	32,256	398	32,654	16,446	49,100	892	1,809	1,152	3,954	1,389	9,196

(3) 保険料収納状況

(単位：人)

年 度	対象月数	納付月数	納付率 (%)	佐賀県 (%)
18	253,041	171,522	67.8	71.2

(4) 保険料免除状況

(単位：人)

区分 年度	第1号 被 保 險 者 数 (A)	法定 免 除	免 除 被 保 險 者 数						学 生 納 付 特 例	計 (B)	免 除 率 (B) (A) (%)	佐賀県 (%)
			申 請 免 除					納 付 猶 予				
			全 額 免 除	3/4 免 除	半 額 免 除	1/4 免 除	計 (B)					
18	32,256	2,220	4,639	669	429	143	851	3,712	12,663	39.3	35.0	

(5) 被保険者異動状況

(単位：人)

区分 年度	被 保 險 者 増 加					計 (A)
	取 1 号 ・ 任 意 得	3 号 取 得	転 1 号 ・ 任 意 入	3 号 転 入	取 下	
18	9,562	2,621	1,698	562	256	14,187

区分 年度	被 保 險 者 減 少					計 (B)	増 減 (A-B)	被 年 保 險 者 数 末
	喪 1 号 ・ 任 意 失	3 号 喪 失	転 1 号 ・ 任 意 出	3 号 転 出	取 下			
18	10,098	2,819	1,778	641	152	15,184	997	49,100

(6) 基礎年金受給者数及び年金額

(年金額単位：千円)

区分 年度	老齡基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金		合 計	
	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額
18	38,056	24,279,054	3,665	3,271,618	690	506,666	42,411	28,057,338

(7) 福祉年金支給状況

(年金額単位：千円)

年 度	受給者数	総年金額
18	61	24,753,800

(8) 年金の種類と金額

	年金の受けられる資格と条件	年金額	所得制限
老 齢 基 礎 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 原則として65歳から。 保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間及び合算対象期間を合せて25年以上あること。 	<ul style="list-style-type: none"> 満額で年792,100円。 加入可能期間（昭和16年4月2日以降生まれの人は40年）中に保険料未納期間や免除期間があれば、その分は減額となる。 （主な計算例） $792,100円 \times \frac{\text{保険料納付月数}}{\text{加入可能年数} \times 12} + \frac{\text{保険料免除月数}}{\text{加入可能年数} \times 12} \times 1/3 + \frac{\text{保険料半額納付月数}}{\text{加入可能年数} \times 12} \times 2/3$	なし
障 害 基 礎 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、20歳以上で国民年金法の障害等級表の1・2級に該当するもの。なお、20歳前からの障害者には、本人について所得の制限が設けられている。 初診日前に保険料納付済期間（免除期間を含む）が初診日の前々月までの加入期間の2/3以上であること。なお、平成28年3月31日までは初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 1級障害基礎年金＝990,100円 2級障害基礎年金＝792,100円 18歳未満の子の加算 1人＝227,900円 2人＝455,800円 3人以上＝455,800円＋1人増すごとに75,900円 	なし (無拠出障害基礎年金（障害福祉年金からの裁定替及び20歳前障害）は所得制限あり)
特 別 障 害 給 付 金	<ul style="list-style-type: none"> 下記の人で、任意加入していなかった期間に初診日があり現在の障害基礎年金1・2級に該当する程度の障害の状態にあるものとして認定された人に支給。 ①昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者 ②平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 	<ul style="list-style-type: none"> 障害基礎年金1級に該当する人 ＝月額50,000円 障害基礎年金2級に該当する人 ＝月額40,000円 	あり
遺 族 基 礎 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子（18歳未満または1・2級の障害がある20歳未満）のある妻か子。 ①保険料の納付期間（免除期間を含む）が、死亡日の属する月の前々月までの加入期間の2/3以上あること。なお、平成28年3月31日までは死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。 ②老齢基礎年金の受給資格を満たしていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 妻の年金額＝792,100円 子の加算 1人＝227,900円 2人＝455,800円 3人以上＝455,800円＋1人増すごとに75,900円。 子が受ける年金額も妻の場合と同様。 	あり
寡 婦 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者としての保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間だけで老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、何の年金も受けなくて死亡したときに、10年以上婚姻期間がある妻が60歳から65歳まで受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫が受けることができた老齢基礎年金の3/4。 	あり
死 亡 一 時 金	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けなくて死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金及び寡婦年金を受けられない場合、死亡した人の保険料納付期間に応じて支給。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料納付済期間が36月以上180月未満＝120,000円等、納付済期間によって金額が決定される。 	なし
年 老 福 祉 金	<ul style="list-style-type: none"> 昭和36年4月1日の国民年金発足当時すでに高齢に達していた人で、老齢年金の支給要件に該当しない場合に、明治44年4月1日以前に生まれた人に70歳から支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金額 405,800円 (月額) 33,817円 	受給権者、配偶者、扶養義務者の所得制限がある。
年 未 支 給 金	<ul style="list-style-type: none"> 受給者が死亡し、未支給分がある場合、生計を同じくしていた遺族に支給。 		なし

保
福
健
社

18. 市営住宅 3-4

(1) 佐賀市営住宅一覧

(H19. 4. 1現在)

地域	団地名	建設年度	構造	棟数	戸数	住戸面積 (㎡)	所在地
旧 佐 賀 市	清心	S24	木造	6	6	33.06	大財二丁目2, 3, 4番
	川久保	S30, 31	準耐	6	35	34.71	久保泉町大字川久保840番地1
	厘外	S33	準耐・準2	5	44	19.83~ 34.71	未広二丁目5番
	嘉瀬	S34, 35	準耐・木造	23	77	28.10 34.71	嘉瀬町大字中原2461番地
	安住	S36	準耐・木造	14	44	29.75 34.71	今宿町8番
	道崎	S37	準耐・木造	12	40	31.40 36.36	巨勢町大字修理田289番地
	光法	S38	準耐	12	41	31.40 36.36	北川副町大字光法1205番地2
	兵庫	S41, 43	準耐	23	88	31.40~ 37.30	兵庫町大字湊2862番地
	植木	S42~51	準耐	16	64	32.18~ 47.05	鍋島町大字蛸久50番地 鍋島町大字蛸久1番地
		S51~53	中耐	11	200	51.69~ 55.80	鍋島町大字蛸久1番地
	常盤	S44~47	中耐	8	136	34.09~ 45.69	神園四丁目5番111~826号
	南佐賀	S46	中耐	3	56	42.91 45.69	南佐賀三丁目6番111~338号
	千々岩	S47, 48	中耐	4	72	42.91 45.69	新郷本町27番111~438号
	満穴	S47, 48	準耐	4	16	35.80 36.21	本庄町大字末次842番地1
	高木	S48~51	中耐	5	80	45.69~ 51.69	高木瀬西三丁目3番111~528号
	築地	S48~62	準耐・木2	10	10	65.88 80.33	中折町1番21号
	本庄	S52~60	準耐	12	12	65.88	本庄町大字袋97番地1
	天祐	S46~62	準耐・木造	24	24	64.26 65.88	多布施三丁目12~14番
	田代	S57	準耐	8	8	65.88	田代二丁目8, 9番
	田代東	S60	準耐	6	6	65.88	巨勢町大字牛島569番地1
西佐賀	S55~60	中耐	10	216	58.29~ 64.43	鍋島町大字八戸溝1238番地1	
鍋島西	S61~63	中耐	7	136	59.42	鍋島二丁目11番, 16番	
正里	H1, 2	中耐	4	80	59.42	本庄町大字本庄1038番地	
西与賀	H3, 4	中耐	5	80	45.46~ 61.39	光三丁目14番111~526号	
袋	H4, 5	中耐	3	56	50.10~ 73.87	本庄町大字袋409番地2	
楊柳	H5~8	中耐	8	147	44.92~ 85.19	兵庫南三丁目9, 10番	
城南	H7	中耐	2	24	54.70 67.01	本庄町大字袋126番地	
江頭	H9~11	中耐 高耐	8	120	51.18~ 75.76	鍋島町大字森田841番地	

地域	団地名	建設年度	構造	棟数	戸数	住戸面積 (㎡)	所在地
諸 富 町	西寺井	S48~49	準耐	4	16	36.20~ 41.10	諸富町大字為重1585番地1
	船津	S50, 51	中耐	2	32	52.40	諸富町大字徳富1047番地
	石塚	S54~56	中耐	4	72	61.40~ 64.80	諸富町大字為重328番地1
	東寺井	H11, 12	中耐	4	72	56.47~ 72.63	諸富町大字為重898番地1
	千歳	H17	低耐	1	10	58.80 74.10	諸富町大字徳富1763番地6
大 和 町	小川	S48~52	準2	12	72	42.75~ 58.80	大和町大字久池井1030, 1031番地2
	北原	S42~44	準耐	11	44	32.18 37.30	大和町大字久池井1536番地1, 7
	上戸田	S44, 48	準耐	3	12	32.18~ 40.79	大和町大字川上1794番地1
	池上	S49~59	準耐	9	9	66.35 66.74	大和町大字池上1719番地他
	花久保	S49~56	準耐	6	6	66.35 66.74	大和町大字久池井4002番地他
	春日丘	S38	木造	1	1	60.0	大和町大字尼寺956番地11
富 士 町	小副川 永 瀨	H2, 10	木造、木2	6	10	53.38~ 74.77	富士町大字小副川1406番地2
	小副川 ひなた	H10	木造、木2	5	10	52.66 74.77	富士町大字小副川547番地5
	小副川峰	H11	木造、木2	2	4	52.66 74.77	富士町大字小副川774番地
	中原	H14, 15	木造、木2	5	10	55.60 75.20	富士町大字中原170番地2, 1163番地1
	古湯本村	H14	木2	2	10	53.40 71.20	富士町大字古湯749番地
三 瀬 村	岸高	H10, 17	木造・木2	7	14	54.65~ 79.30	三瀬村三瀬2787番地1
	広瀬	S49	木造	3	8	41.10 44.40	三瀬村三瀬2318番地1
	弥栄	S63, H3	木2	10	20	66.25~ 70.35	三瀬村三瀬2741番地84
	弥栄第2	H5	中耐	1	11	24.70 37.05	三瀬村三瀬2741番地89
	岸高第2	S52	木造	1	2	51.73	三瀬村三瀬2831番地2
	岩屋	S43, 54, H4	木造、木2	3	3	85.5, 130.0, 74.50	三瀬村三瀬2614番地2, 2696番地4
合 計				361	2,366		

(2) 佐賀市特定公共賃貸住宅一覧

(H19. 4. 1現在)

地域	団地名	建設年度	構造	棟数	戸数	住戸面積 (㎡)	所在地
旧 佐 賀 市	楊柳	H6, 8	中耐	※2	6	84.36 85.19	兵庫南三丁目9, 10番
	江頭	H10, 11	中耐 高耐	※3	12	75.76	鍋島町大字森田841番地
三 瀬 村	岸高	H10, 17	木2	2	4	77.47 83.70	三瀬村三瀬2787番地1
合 計				※7	22		

※ 楊柳団地、江頭団地の棟数は市営住宅の棟数に含まれる。

19. 佐賀市立富士大和温泉病院 2 - 5

佐賀市立富士大和温泉病院は、昭和23年4月に旧松梅村、旧小関村、旧南山村の共立病院として、無医村地域の医療環境の向上を図るために開設されました。平成14年7月には現在の場所に移転新築し、国民健康保険直営診療施設として医療・保健・福祉の連携をさらに強化して、地域包括ケアの理念に基づく医療サービスの提供を行っています。

当初開設以来、結核病床、伝染病床、介護療養型病床等の社会要請に応えながら病棟再編を重ね、設置主体も共立病院組合（旧富士町、旧大和町）、佐賀市という変遷を辿りながら、現在も安定的・持続的な中山間地（日常診療圏：富士町、大和町北部（松梅地区）、三瀬村）の地域医療を提供しています。



（平成14年7月移転新築・供用開始）

1. 施設概要

- (1) 名称 佐賀市立富士大和温泉病院
- (2) 所在地 佐賀市富士町大字梅野1721番地1
- (3) 敷地面積 18,245.97㎡
- (4) 建築面積 4,765.09㎡
- (5) 延べ床面積 8,391.99㎡（1床当り85.63㎡）
- (6) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上3階（一部4階）

2. 事業概要

- (1) 診療科目（9科）
内科（人工透析含む）、呼吸器科、消化器科、循環器科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、放射線科
- (2) 病床数（98床）
2階：一般急性期病床 54床（うちHCU室5床、特別室2床）
3階：療養病床 44床（医療44床）
- (3) 医師数（常勤医師7人）
内科5人（専門分野：消化器2人、呼吸器1人、循環器1人、膠原病・アレルギー1人）、外科1人、整形外科1人
- (4) 診療時間
平日 9：00～17：00（眼科：月、金の午前中）
土曜日 9：00～12：00
- (5) 休診
日曜日、祝日、年末年始、土曜日午後

(6) 病院の性格

国民健康保険直営診療施設、不採算地区病院、救急告示病院

(7) 附帯事業／介護保険（居宅・介護予防）サービス事業所

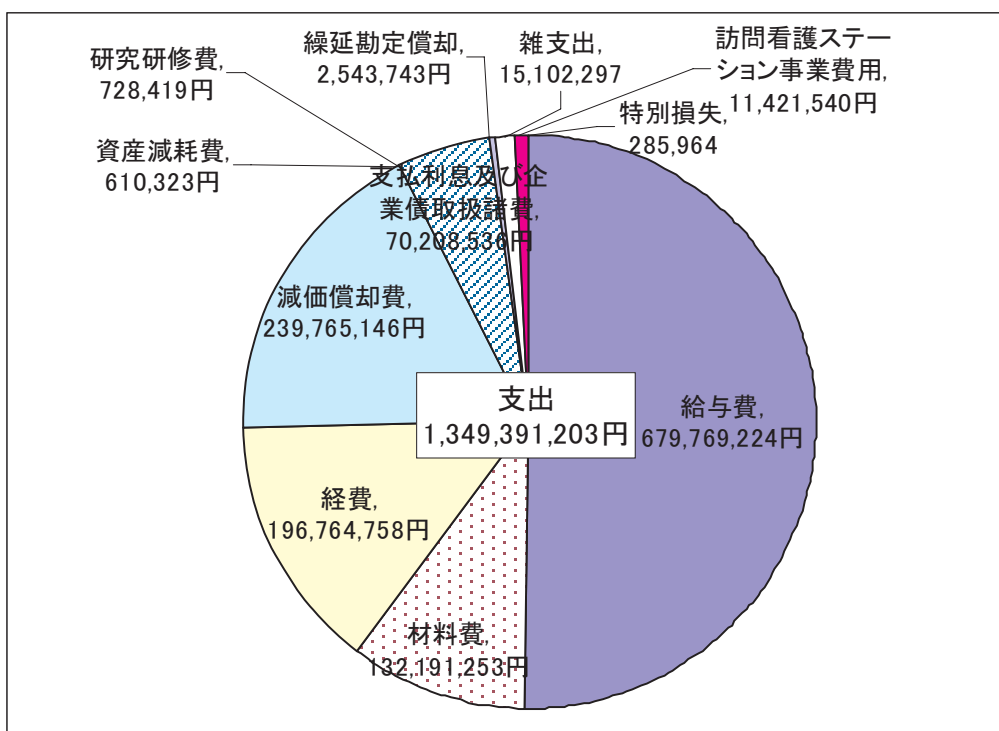
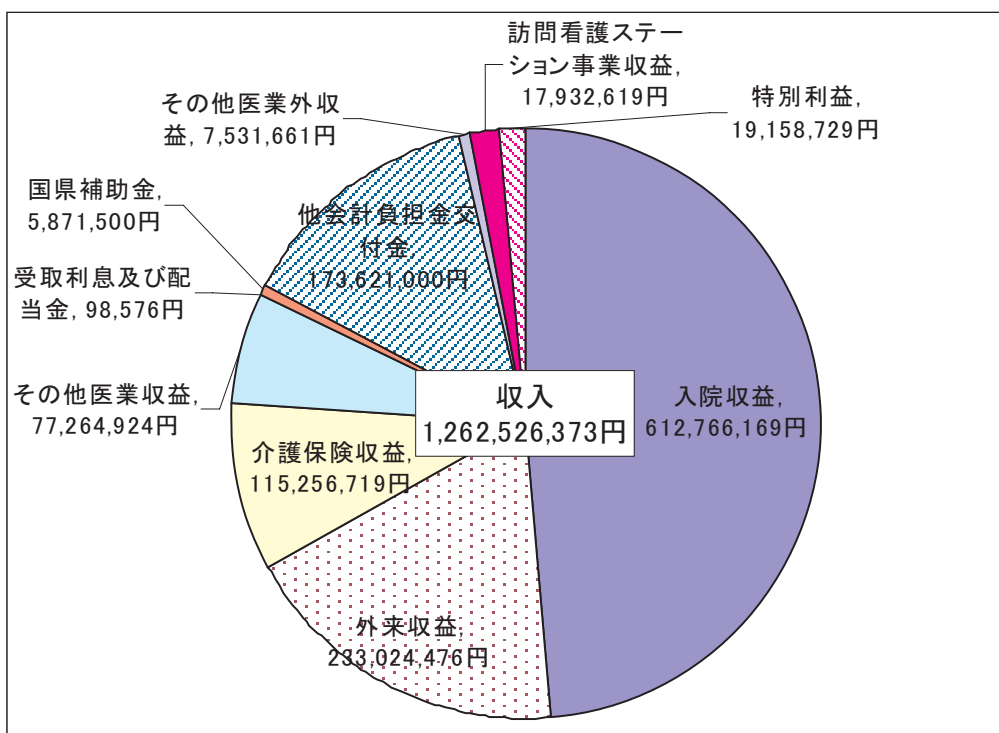
事業所名	営業日（曜日）
ケアマネジメントふじ（居宅介護支援）	月～土
シルバーケアふじ（訪問入浴）	月～土
訪問看護ステーションふじ（訪問看護）	月～土
訪問リハビリテーションふじ（訪問リハビリテーション）	月～金
リハビリセンターふじ（通所リハビリテーション定員60名）	月～土

3. 業務状況

区 分 摘 要	単 位	平成17年度 (下期のみ)	平成18年度
病床利用率	%	84.5	81.8
うち 一般病床	%	79.5	80.2
うち 療養病床	%	90.7	83.7
平均在院日数 (一般病床)	日	18.7	20.4
延べ入院患者数	人	15,074	29,248
延べ外来患者数	人	20,126	41,044
1日平均入院患者数	人	82.8	80.1
1日平均外来患者数	人	139.8	139.6
訪問看護ステーション 利用者数	人	1,030	2,274

4. 平成18年度決算状況

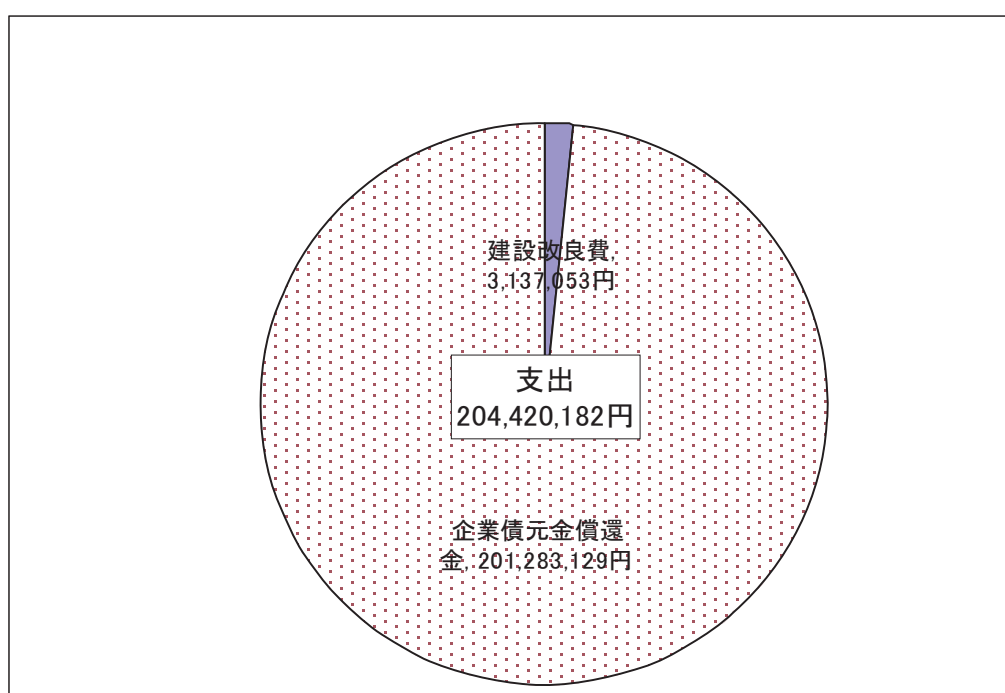
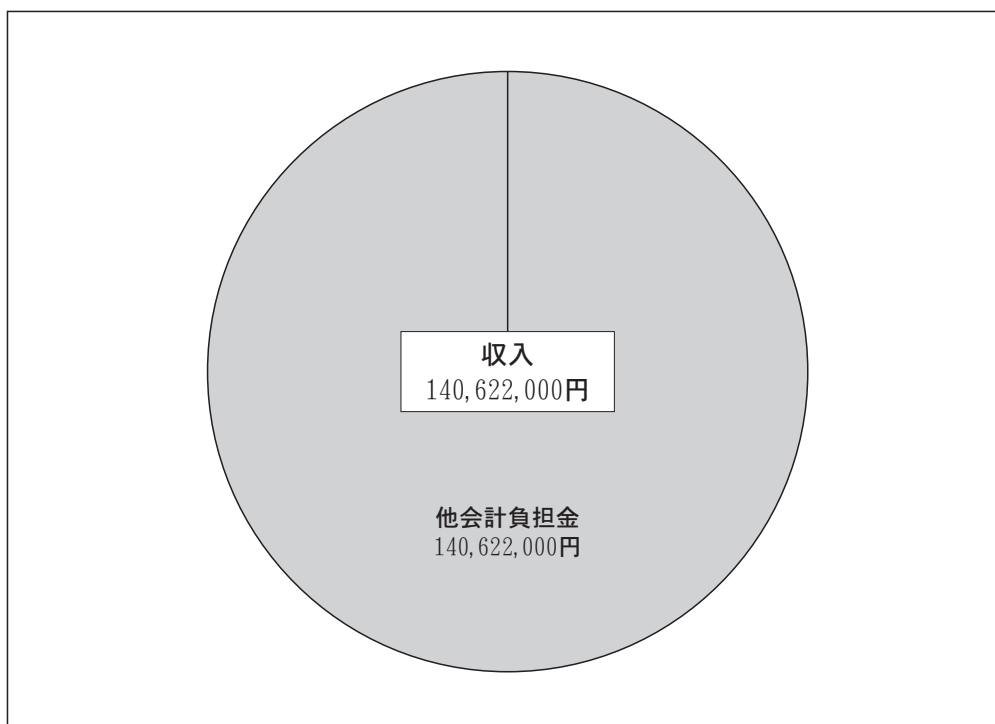
(1) 収益的収支



平成18年度純損益 ▲ 86,864,830円

平成18年度末累積欠損金 ▲ 754,237,904円

(2) 資本的収支



平成18年度末企業債残高 3,140,878,402円